

改 正 後	改 正 前
<p>この明細書は、「所得税の減価償却資産の耐用年数短縮の承認申請書」又は「所得税の陳腐化資産の償却費の特例に係る承認申請書」を提出する場合に別紙として、これらの届出書と併せて提出します。</p> <p>明細書の各欄は、次により記載します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 「整理番号 a」欄には、一連番号を付します。 「種類（設備の種類を含む。）b」及び「構造又は用途 c」の各欄には、減価償却資産の耐用年数省等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）別表に掲げる種類、設備の種類及び構造又は用途を記載します。 「細目（個々の資産の名称）d」欄には、耐用年数の短縮の承認を受けようとする資産ごと（当該資産が機械及び装置である場合には、当該機械及び装置に含まれる個々の機械で、その型式、性能等の仕様及び取得年月の異なるごと、車両及び運搬具又は工具、器具及び備品である場合には、耐用年数省令別表第一の細目に掲げる資産の名称の異なるものごと）に、その名称を記載します。 「数量 e」欄には、申請資産の数量を記載します。 「法定耐用年数 f」欄には、申請資産について定められている法定耐用年数（当該資産が機械及び装置に含まれる個々の資産である場合には、当該機械及び装置について定められている法定耐用年数）を記載します。 「償却基礎価額 g」欄には、申請資産の取得価額（申請の事由が所得税法施行規則第 30 条第 2 号に掲げる事由及びこれに準ずる同条第 3 号に掲げる事由に該当するものについては、再取得価額）を記載します。 「承認を受けようとする使用可能期間の算定の基礎」欄には、申請資産につき申請時までの経過年数とその後の実際の使用可能期間の年数とを書き、「計 h」欄にその年数の合計（その合計に 1 年未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。）を記載します。 この場合において、機械及び装置に含まれる資産で、耐用年数の短縮の事実がないものについては、その「計 h」欄に当該機械及び装置の法定耐用年数の算定の基礎となった個々の資産の年数（昭和 40 年 4 月国税庁公表「機械装置の個別年数」に掲げる年数）を記載します。 「年要償却額 i」欄には、申請資産について「償却基礎価額 g」欄の金額を「計 h」欄の年数で除して算出した金額を記載します。 申請資産が機械及び装置に含まれる資産である場合又は車両及び運搬具若しくは工具、器具及び備品である場合には、「償却基礎価額 g」及び「年要償却額 i」欄に、これに含まれる資産の全部についての計を付し、当該「償却基礎価額 g」の額の合計額を「年要償却額 i」の額の合計額で除して算出した数（1 年未満の端数が生じたときはこれを切り捨てます。）を「算出使用可能期間 j」欄に記載します。 「承認を受けようとする使用可能期間 k」欄には、申請資産が機械及び装置である場合には、9 により計算し「算出使用可能期間 j」欄に書いた年数、機械及び装置以外の資産である場合には「承認を受けようとする使用可能期間の算定の基礎」欄の「計 h」欄に書いた年数を限度として承認を受けようとする使用可能期間を記載します。 「取得価額 m」欄には、申請資産の取得価額を記載します。 「帳簿価額 n」欄には、申請資産が機械及び装置である場合には、当該機械及び装置に含まれる資産の全部について計を付した欄に申請の日の属する年の年初における帳簿価額を、その他の資産である場合には、当該資産の同日における帳簿価額の合計額を記載します。 なお、申請の日の属する年の中途に取得した資産については、申請日現在の帳簿価額を記載します。 「所在地 o」欄には、その所在する場所を記載します。 	<p>この明細書は、「所得税の減価償却資産の耐用年数短縮の承認申請書」又は「所得税の陳腐化資産の償却費の特例に係る承認申請書」を提出する場合に別紙として、これらの届出書と併せて提出します。</p> <p>明細書の各欄は、次により記載します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 「整理番号 a」欄には、一連番号を付します。 「種類（設備の種類を含む。）b」及び「構造又は用途 c」の各欄には、減価償却資産の耐用年数省等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）別表に掲げる種類、設備の種類及び構造又は用途を記載します。 「細目（個々の資産の名称）d」欄には、耐用年数の短縮の承認を受けようとする資産ごと（当該資産が機械及び装置である場合には、当該機械及び装置に含まれる個々の機械で、その型式、性能等の仕様及び取得年月の異なるごと、車両及び運搬具又は工具、器具及び備品である場合には、耐用年数省令別表第一の細目に掲げる資産の名称の異なるものごと）に、その名称を記載します。 「数量 e」欄には、申請資産の数量を記載します。 「法定耐用年数 f」欄には、申請資産について定められている法定耐用年数（当該資産が機械及び装置に含まれる個々の資産である場合には、当該機械及び装置について定められている法定耐用年数）を記載します。 「償却基礎価額 g」欄には、申請資産の取得価額（申請の事由が所得税法施行規則第 30 条第 2 号に掲げる事由及びこれに準ずる同条第 3 号に掲げる事由に該当するものについては、再取得価額）を記載します。 「承認を受けようとする使用可能期間の算定の基礎」欄には、申請資産につき申請時までの経過年数とその後の実際の使用可能期間の年数とを書き、「計 h」欄にその年数の合計（その合計に 1 年未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。）を記載します。 この場合において、機械及び装置に含まれる資産で、耐用年数の短縮の事実がないものについては、その「計 h」欄に当該機械及び装置の法定耐用年数の算定の基礎となった個々の資産の年数（昭和 40 年 4 月国税庁公表「機械装置の個別年数」に掲げる年数）を記載します。 「年要償却額 i」欄には、申請資産について「償却基礎価額 g」欄の金額を「計 h」欄の年数で除して算出した金額を記載します。 申請資産が機械及び装置に含まれる資産である場合又は車両及び運搬具若しくは工具、器具及び備品である場合には、「償却基礎価額 g」及び「年要償却額 i」欄に、これに含まれる資産の全部についての計を付し、当該「償却基礎価額 g」の額の合計額を「年要償却額 i」の額の合計額で除して算出した数（1 年未満の端数が生じたときはこれを切り捨てます。）を「算出使用可能期間 j」欄に記載します。 「承認を受けようとする使用可能期間 k」欄には、申請資産が機械及び装置である場合には、9 により計算し「算出使用可能期間 j」欄に書いた年数、機械及び装置以外の資産である場合には「承認を受けようとする使用可能期間の算定の基礎」欄の「計 h」欄に書いた年数を限度として承認を受けようとする使用可能期間を記載します。 「取得価額 m」欄には、申請資産の取得価額を記載します。 「帳簿価額 n」欄には、申請資産が機械及び装置である場合には、当該機械及び装置に含まれる資産の全部について計を付した欄に申請の日の属する年の年初における帳簿価額を、その他の資産である場合には、当該資産の同日における帳簿価額の合計額を記載します。 なお、申請の日の属する年の中途に取得した資産については、申請日現在の帳簿価額を記載します。 「所在地 o」欄には、その所在する事業所名及び所在地の名称を記載します。